

令和5年2月10日
総合支所子ども家庭支援課
子ども・若者部子ども家庭課

児童手当及び児童扶養手当の支給決定の誤りについて

1 主旨

この間、児童手当及び児童扶養手当支給額の算定において、一部の受給者に関して判定所得額を少なく算定する誤りがあり、令和3年6月分以降の手当を過大に支給していることが判明した。

この度、児童手当及び児童扶養手当の過払いによる返還請求する対象者と金額を確定したため、報告する。

2 判明した経緯

総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課において、児童扶養手当受給者が区外転出したため、転出先の自治体あてに児童扶養手当受給者台帳を提供したところ、記載されている令和3年所得について誤りがある可能性があることを、転出先自治体より指摘された。

調査を行った結果、児童扶養手当の判定所得額の算定の過程において、SKY2（区民税システム）から保健福祉総合情報システム（以下「保福システム」という。）へ連携する際に誤って計算をしていること、令和3年6月分以降、児童手当においては8名、児童扶養手当においては1名の受給者の判定所得額を誤っていたことが判明した。

3 原因

- (1) 税制改正により、令和2年分以降の雑所得について「業務に係るもの」を区分して計算することになり、所得税申告書様式が改められたことから令和3年度住民税に関して、SKY2の改修が行われた。それに伴い、保福システムへ連携する所得額の改修が行われた。
- (2) 税法上、雑所得については、他の所得との損益通算は行わないこととされているが、(1)の保福システムへ連携する所得額の改修において、給与所得等の雑所得以外の所得との損益通算された状態で保福システムに連携されていた。そのため、雑所得において計算上の損失が生じた場合に、本来の所得額より過少の所得額で判定所得額が算定されることとなり、結果、過払い金が生じることとなった（なお、SKY2を使用する住民税事務には影響は生じていない。）。

4 過払いの対象者数等

(1) 児童手当

- ① 対象者数 8名（うち1名は令和3・4年度ともに過払い）
- ② 内容 判定所得額を過少に算定していたため、正規の算定を行った結果、児童手当から特例給付への変更、または特例給付から所得超過による手当消滅による過払い金の発生
- ③ 過払い額 385,000円
- ④ 内訳 令和3年度 令和3年6月分～令和4年5月分 3名
令和4年度 令和4年6月分～9月分 6名

*10月～令和5年1月分については、2月定例払いを差し止め、減額後の手当額により、2月下旬に個別に支給する。

(2) 児童扶養手当

- ① 対象者 1名
- ② 内容 判定所得額を過少に算定していたため、正規の算定を行った結果、全部支給から一部支給への変更
- ③ 過払い額 5,040円
- ④ 内訳 令和4年度 令和4年11月分～12月分

*次回3月定例払い以降は、正しい金額で支給する。

5 対象者への説明

過払い金の生じた対象者へ速やかに経緯を説明し、謝罪のうえ、すでに支給した手当過払い返還手続きを行う。

返還手続きにあたっては、分割納入などを提案するなど、個別の事情に応じながら対象者に返還をお願いする。

6 再発防止策

現在、DX推進担当部において、保福システムへ連携する所得額を用いている対象事業及び影響の有無については調査中（2月8日現在）。早急に明らかにしたうえで必要な対応を講じ、再発防止策をまとめる。

7 今後の予定

- 令和5年2月10日 児童手当の支給日（定例払い）
- 2月下旬 誤り対象者への児童手当の正しい算定による支給予定
- 3月10日 児童扶養手当の支給日（定例払い）
（誤り対象者への正しい算定による支給を含む）